

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

- 県立自然公園に関する公園計画の変更(四〇五・自然保護課)
 - 県立自然公園に関する公園事業の決定(四〇六・自然保護課)
 - 県立自然公園に関する公園事業の廃止(四〇七・自然保護課)
 - 大規模小売店舗の新設に關し述べた意見(四〇八・商工業振興課)
 - 大規模小売店舗の変更に關し述べた意見(四〇九、四一〇・商工業振興課)
 - 宅地建物取引業法の規定による行政処分(四一一・建築住宅課)
 - 建築基準法による道路位置の指定(四一二、四一三・雄勝建設事務所)
- ### 公告
- 応急入院指定病院の指定(障害福祉課)
 - 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(医務薬事課)
 - 土地改良区 of 管理規程の変更の認可(農地整備課)
 - 土地改良区 of 管理規程の認可(農地整備課)
 - 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件
 - 特定調達契約に係る落札者の決定(教育庁総務課施設整備室)
 - その他

告示

秋田県告示第四百五号

きみまち坂藤里峡県立自然公園に関する公園計画の一部を変更したので、秋田県立自然公園条例(昭和三十三年秋田県条例第三十八号)第十三条第三項において準用する同条例第十二条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、生活環境文化部自然保護課並びに山本郡二ツ井町役場及び藤里町役場に備え置いて縦覧に供する。
平成十四年六月七日

一 利用計画のうち変更後の単独施設

秋田県知事 寺田典城

計画番号	施設の種別	位置
1	園地	山本郡藤里町米代西部事業区二四四林班(釣瓶落峠)
2	野営場	山本郡藤里町米代西部事業区二四〇林班(くるみ台)
3	園地	山本郡藤里町米代西部事業区二二三林班(白石沢)
4	園地	山本郡藤里町米代西部事業区二二三、二二三一、二二三二、二二三三林班(太良峡)
5	園地	山本郡藤里町粕毛(素波里ダム)
6	園地	山本郡藤里町米代西部事業区滝の沢(峨籠峡)
7	園地	山本郡藤里町藤琴(湯の沢)
8	宿舍	山本郡藤里町藤琴(湯の沢)
9	博物館展示施設	山本郡藤里町藤琴(湯の沢)
10	園地	山本郡二ツ井町荷上場字五輪岱(高岩神社)
11	園地	山本郡二ツ井町小繫字湯沢(霞台)
12	駐車場	山本郡二ツ井町小繫字下中島(きみまち坂)
13	園地	山本郡二ツ井町小繫字下中島及び湯沢(きみまち坂)
14	宿舍	山本郡二ツ井町荷上場及び小繫(きみまち坂)

二 利用計画のうち変更後の道路(車道)

計画番号	道路名	区 間
1	大良峡線	起点 山本郡藤里町藤琴(湯の沢) 終点 山本郡藤里町藤琴(滝の沢) 起点 山本郡藤里町藤琴(早飛沢) 終点 山本郡藤里町藤琴(大素波里) 起点 山本郡藤里町米代西部事業区二二三林班(太良峡) 終点 山本郡藤里町米代西部事業区二四四林班(白石沢) 起点 山本郡藤里町米代西部事業区二四四林班(上朝日沢) 終点 山本郡藤里町米代西部事業区二四四林班(釣瓶落峠)
2	田苗代線	起点 山本郡藤里町米代西部事業区二二三林班 終点 山本郡藤里町米代西部事業区二二六林班
3	素波里湖線	起点 山本郡藤里町粕毛(素波里ダム) 起点 山本郡藤里町粕毛(茂谷トンネル) 終点 山本郡藤里町猿ヶ瀬(猿ヶ瀬)
4	湯の沢小比内線	起点 山本郡藤里町藤琴(湯の沢) 終点 山本郡藤里町藤琴(小比内)
5	きみまち坂公園線	起点 山本郡二ツ井町荷上場(中島) 終点 山本郡二ツ井町荷上場(露台)
6	七座山線	起点 山本郡二ツ井町小繫(川向) 終点 山本郡二ツ井町(七座)

16	園地	山本郡藤里町米代西部事業区二二〇一、二二〇二林班(七座)
15	園地	山本郡二ツ井町小繫子川向(川向)

三 利用計画のうち変更後の道路(歩道)

計画番号	路線名	区 間
1	小岳線	起点 山本郡藤里町米代西部事業区二〇二〇林班(小岳南) 終点 山本郡藤里町米代西部事業区二〇二〇林班(小岳) 終点 山本郡藤里町米代西部事業区二〇二二林班(小岳東)
2	駒ヶ岳線	起点 山本郡藤里町米代西部事業区二二三六林班(田苗代湿原) 終点 山本郡藤里町米代西部事業区二〇二九林班(樺岱) 終点 山本郡藤里町米代西部事業区二二三六林班(駒ヶ岳線歩道合流点)
3	峨籠峡高山線	起点 山本郡藤里町藤琴(滝の沢) 終点 山本郡藤里町米代西部事業区二一六五林班 起点 山本郡藤里町米代西部事業区二一七四林班 終点 山本郡藤里町藤琴(湯の沢)
4	きみまち坂高岩線	起点 山本郡二ツ井町荷上場(中島) 終点 山本郡二ツ井町荷上場(五輪台)
5	七座山線	起点 山本郡二ツ井町小繫(川向) 終点 山本郡二ツ井町(七座)

秋田県告示第四百六号

秋田県立自然公園条例(昭和三十三年秋田県条例第三十八号)第十二条第二項の規定により、きみまち坂藤里峡県立自然公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

平成十四年六月七日

秋田県知事 寺田典城

事業名	事業の内容	位 置
		秋田県知事 寺田典城

小岳線 道路 (歩道)	路線距離 二、 五〇〇メートル	起点 山本郡藤里町米代西部事業区二〇二〇林班 (小岳南) 終点 山本郡藤里町米代西部事業区二〇二〇林班 (小岳) 山本郡藤里町米代西部事業区二〇二一林班 (小岳東)
駒ヶ岳 線道路 (歩道)	路線距離 五、 五〇〇メートル	起点 山本郡藤里町米代西部事業区二一三六林班 (田苗代湿原) 終点 山本郡藤里町米代西部事業区二〇二九林班 (権岱) 山本郡藤里町米代西部事業区二一三六林班 (駒ヶ岳線歩道合流点)
峨羅峽 高山線 道路 (歩道)	路線距離 三、 〇〇〇メートル	起点 山本郡藤里町藤琴(滝の沢) 終点 山本郡藤里町米代西部事業区二一六五林班 山本郡藤里町米代西部事業区二一七四林班 山本郡藤里町藤琴(湯の沢)

秋田県告示第四百七号

きみまち坂藤里峽県立自然公園に関する公園事業の一部を廃止したので、秋田県立自然公園条例(昭和三十三年秋田県条例第三十八号)第十三条第三項において準用する同条例第十二条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

平成十四年六月七日

秋田県知事 寺田典城

事業名	事業の内容	位 置
駒ヶ岳 小岳線 道路 (歩道)	路線距離 二、 〇〇〇メートル	起点 秋田営林局藤里事業区二一四〇林班 終点 秋田営林局二ツ井事業区二〇二〇林班

秋田県告示第四百八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年六月七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターNマート
平鹿郡雄物川町造山字社ノ前地内
- 二 県の意見
意見なし
- 三 意見を述べた日
平成十四年五月二十九日
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間
 - (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
雄物川町役場 企画商工課
 - (二) 縦覧期間
平成十四年六月七日から同年七月八日まで

秋田県告示第四百九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年六月七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ小坂店
鹿角郡小坂町字栗平二十五番地の一
- 二 県の意見
意見なし
- 三 意見を述べた日
平成十四年五月二十九日

<p>申請者の住所及び氏名 湯沢市古館町八番八十一 北都不動産 代表 柴 田 金 男</p>	<p>道路の位置の指定箇所 湯沢市万石百五十番一、百五十番四、百 五十番六、百五十番八</p>	<p>道路の延長 三十・八五メートル</p>	<p>道路の幅員 五・二メートル</p>	<p>指定年月日 平成十四年五月二十八日</p>
--	---	----------------------------	--------------------------	------------------------------

四 関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所
(一) 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
小坂町福祉保健総合センター ゆーとりあ
縦覧期間
平成十四年六月七日から同年七月八日まで

秋田県告示第四百十号
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
平成十四年六月七日
秋田県知事 寺 田 典 城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユザワプラザ
湯沢市材木町二丁目一番十八号
二 県の意見
意見なし
三 意見を述べた日
平成十四年五月三十日
四 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
湯沢市役所 商工観光課
(二) 縦覧期間

平成十四年六月七日から同年七月八日まで
秋田県告示第四百十一号
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分をしたので、同法第七十条第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十四年六月七日
秋田県知事 寺 田 典 城

一 被処分者
(一) 名称 融和不動産
氏名 加 藤 英 悦
主たる事務所の所在地 湯沢市材木町二丁目二番六号
(二) 免許証番号 秋田県知事(八)第八六四号
(三) 免許年月日 平成十四年五月十六日
(四) 処分年月日 平成十四年五月二十二日
(五) 処分の内容 業務の全部の停止五ヶ月間
二 処分の期間 平成十四年五月二十四日から平成十四年十月二十三日まで
三 適用条項 宅地建物取引業法第三十二条、第三十五条第一項、第三十七条第一項第四号及び第四十四条
秋田県告示第四百十二号
建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。
平成十四年六月七日
秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第四百十三号
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第

四十号）第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十四年六月七日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名 湯沢市字赤土三十七 渡部敏雪	道路の位置の指定箇所 湯沢市杉沢字森道下八十七番地十三、八十七番地二十、八十九番地二	道路の延長 五十一・〇五メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十四年五月二十八日
---------------------------------	---	---------------------	----------------	----------------------

公 告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十三条の四第一項の規定により、応急入院指定病院として次の病院を指定したので、公告する。
 平成十四年六月七日

秋田県知事 寺田典城

名 称 秋田県立リハビリテーション・精神医療センタ	所 在 地 仙北郡協和町上淀川字五百刈田三百五十二番地	指定病床 一床	指定年月日 平成十四年四月一日
------------------------------	--------------------------------	------------	--------------------

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）以下「特例政令」という。（第十一条の規定により、公示する。

平成十四年六月七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
秋田県災害・救急医療情報システムのデータ通信サービス 一式

- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
健康福祉部医務薬事課 秋田市山王四丁目一番一号
 - 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十四年三月二十九日
 - 四 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北支社 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目三番十号
 - 五 随意契約に係る契約金額
二億七千六百八十二万八千四百円
 - 六 随意契約の理由
特例政令第十条第一項第一号に掲げる理由による。
- 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により山城水系土地改良区から申請があった山城堰頭首工管理規程の変更について、次のとおり認可したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。
 平成十四年六月七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 認可年月日
平成十四年二月二十日
- 二 変更の概要
頭首工地点におけるかんがい用水の取水量
新 河川管理者の許可する取水量を超えてはならない。
旧 五月十六日から同月二十五日まで 四・八九九トンを超えてはならない。
五月二十六日から八月三十一日まで 三・九四七トンを超えてはならない。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第一項の規定により、山城水系土地改良区から申請があつた溜池管理規程について、次のとおり認可したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十四年六月七日

秋田県知事 寺田典城

一 認可年月日

平成十四年二月七日

二 溜池管理規程の概要

(一) 水位の基準

溜池の水位は、すべて堤体に取り付けられた水位計の示度によるものとする。

(二) 放水量

溜池から放流を行う場合の放水量は、洪水調節を行うときを除き、理事長の指示による量を超えてはならない。

(三) 点検及び整備

溜池管理人は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械器具及び管理のために必要な資材を常に良好な状態に保つため、点検及び整備を行う。

(四) かんばんつ時における措置

水利調整担当理事は、溜池の貯水状況及び長期にわたる降雨量の予報等を勘案し、かんばんつのおそれがあると認めるときは、理事長の意見を聴いて放流に関する節水計画を策定し、これにより放流を行い、用水不足が生じないように努めなければならない。

(五) その他

溜池管理人は、溜池管理日誌を備え、溜池管理規程に定める事項について記録しなければならない。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年六月七日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

PCRプロダクト検出定量システム 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十四年八月三十日(金)

(四) 納入場所

秋田県衛生科学研究所

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(三) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年六月七日(金)から同月十七日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年六月二十一日(金)午後一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
 (五) その他
 詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。
 平成十四年六月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量
携帯用電動式コンピツール 三台
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十四年七月三十一日(水)
- (四) 納入場所
秋田県警察本部

二 入札に参加する者に必要な資格

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法
 秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年六月七日(金)から同月十七日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年六月二十一日(金)午後一時三十分
 秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百

六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号。以下「特例政令」という。)第十一条の規定より、公示する。
 平成十四年六月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 落札に係る役務の名称及び数量

秋田県立総合武道館(仮称)建築工事 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

秋田県教育庁総務課施設整備室 秋田市山王三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

平成十四年五月十七日

四 落札者の名称及び住所

西松建設・鴻池組・中央土建・小南工務店特定建設工事共同企業体 宮城県仙台市青葉区大町二丁目八番三十三号

五 落札に係る金額

- 三十六億五千四百万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
- 一般競争入札
- 七 特例政令第六条の規定による公告を行った日
- 平成十四年四月五日

そ の 他

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十六条の二第一項の規定による秋田県知事の委任に係る平成十四年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成十四年六月七日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 河野 正 三

一 試験の日時

平成十四年十月二十日（日）午後一時から午後三時まで

ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により、国土交通大臣が指定する者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者（以下「指定講習修了者」という。）については、午後一時十分から午後三時まで

二 試験の場所

受験申込み受付の際、指定する。

三 試験の内容

おおむね次の事項について行う。

(一) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

(二) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

(三) 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

(四) 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

(五) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

(六) 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

(七) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

ただし、指定講習修了者については、前記(一)及び(五)に掲げる事項に関する問題を免除する。

なお、出題する法令については、平成十四年四月一日において施行されているものによる。

四 試験の方法及び出題数

(一) 方法 四肢択一式の筆記試験による。

(二) 出題数 五十問

ただし、指定講習修了者については、四十五問とする。

五 受験申込みに必要な書類

(一) 受験申込書（八）により納付した受験手数料に係る受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書を貼ったもの

(二) 写真一枚（受験申込み前六月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景の縦四・五センチメートルから五センチメートルまで、横三・五センチメートルから五センチメートルまでの間の大きさのもの）

(三) 指定講習修了者については、前記(一)及び(二)に加えて講習修了者証（修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの）

六 試験案内及び受験申込書の交付

(一) 期間

日曜日、土曜日及び休日を除き、平成十四年七月八日（月）から同年八月二日（金）まで

(二) 場所

社団法人秋田県宅地建物取引業協会本部及び同協会各支部

七 受験申込書の受付

(一) 期間

平成十四年七月二十九日（月）から同年八月二日（金）までの午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後四時三十分まで

(二) 場所

秋田市川尻大川町一番三十三号秋田県不動産会館内 社団法人秋田県宅地建物取引業協会

なお、郵送の場合は、社団法人秋田県宅地建物取引業協会あて、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと。締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

八 受験手数料

(一) 額

七千円

(二) 納付方法

受験申込み前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと。

なお、払込手数料は、本人の負担とする。

九 合格者の発表

(一) 発表の期日

平成十四年十二月四日(水)

(二) 発表の方法

社団法人秋田県宅地建物取引業協会に合格者名を掲示し、及び秋田県公報に登載するとともに、合格者には合格証書を送付する。

十 試験についての問い合わせ先

社団法人秋田県宅地建物取引業協会(電話〇一八 八六五 一六七二)

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄